

富裕層の租税回避監視

G20、新興国参加促す

パナマ文書

日米欧などの20カ国・地域(G20)は14日から米ワシントンで開く財務相・中央銀行総裁会議で租税回避の防止策を協議する。各国首脳らのタックスヘイブン(租税回避地)を使った節税実態を暴露した「パナマ文書」問題の広がり背景にある。富裕層の銀行口座情報などをお互いに交換す

る国際協定にパナマなど新興国の参加を要請する。(関連記事3、7面に)

「パナマ文書」を巡っては、オバマ米大統領も首脳間で協議する意向を表明。14日からのG20会合に続き、日本が議長を務める5月のG7サミット(主要国首脳会議)でも主な議題に浮上する。

日米欧などは2017年から、富裕層らの口座情報を各国の税務当局が定期的に交換する仕組みを順次導入することで合意している。約100カ国が参加し、英領ケイマン諸島などタックスヘイブンの一部国・地域も参加する。

G20財務相らは14日からのワシントン会合で、今のところこの取り決めに参加していないパナマなどにも加盟を要請する。富裕層の課税逃れに対する国際的な監視包囲網を強める。

今回の情報交換協定が発効すると、日本の国税庁は日本人がタックスヘイブンで持つ預金、証券などの金融口座や金融の取引明細を各国当局から自動的に取り寄せられるようになる。実態をつかんだうえで国内での適切な課税につなげる。

タックスヘイブンで金融資産を保有すること自体は違法ではない。ただ脱税につながる事例が多いとの指摘がある。